

📖 上海市浦東新区による「浦東新区多国籍企業地域本部の加速的發展を推進することに関する若干意見についての通知」の公布について

2011年8月11日
第34号

企画部 調査課

2011年6月17日付で、上海市浦東新区政府より「浦東新区多国籍企業地域本部の加速的發展を推進することに関する若干意見についての通知」(浦府[2011]150号、以下は「意見」と略称)が公布された。「意見」は、「第12次五ヶ年規画」期間中の通関・検疫、資金管理、財政補助、人材誘致等における多国籍地域本部に対する支援体制と方針を示している。

2011年6月26日に開催された浦東新区地域本部推進大会(以下は「地域本部会議」と略称)で、「第12次五ヶ年規画」期間中の浦東新区地域本部の發展計画が示された。当該計画に基づき、地域本部經濟を推進するため、浦東新区を本部經濟コア区域、本部經濟集積区域、本部基地の三機能区(図表1)に区分するとし、「第12次五ヶ年規画」期間中の地域本部の發展の枠組みを明らかにした。当該地域本部の發展計画に合わせて、浦東新区政府は上海市の税関、出入国検査検疫局、外貨管理局及び公安局出入管理局と連名で「意見」を公布し、地域本部發展促進に係わる今後の政策面での方向性を示唆した。浦東新区政府は既存地域本部の優位性を維持し、新規地域本部の誘致を更に促進するため、「意見」に基づき、今後引き続き各種優遇措置を打ち出すもの¹と思われる。

【地域本部の發展状況】

2002年に、上海市浦東新区は全国に先掛けて企業の地域本部政策の試行を開始した。浦東新区は地域本部の誘致に注力し、過去5年間、地域本部設立数は年々増加した。2010月末時点ですでに150社²が浦東新区に地域本部を設立しており、上海市に設立した地域本部のほぼ半分を占めている。うち、投資性会社の地域本部は66社、残りの84社は管理性会社の地域本部である。地域本部は、金融刷新、財政税収、ハイエンド人材誘致、雇用などの面で大きな役割を果しており、浦東新区經濟發

¹ 「第12次五ヶ年計画」期間中、地域本部向けの財政支援政策として、「浦東新区本部經濟の促進に関する財政支援弁法(浦府(2011)151号)」が既に公布された。解説と仮訳は「BTMU(China)実務・制度ニュース・レター第35号」をご参照。

² 地域本部大会で発表された最新データによると、2011年に入って更に12社地域本部が新規に設立された。

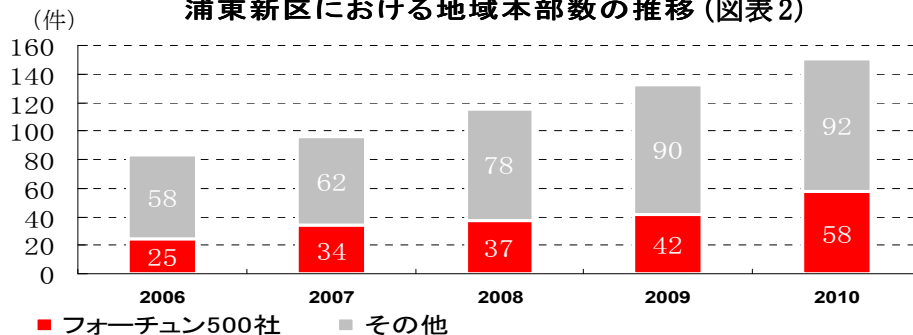
展への貢献度も高い。浦東新区の過去5年間の地域本部設立推移は下表のとおり。

＜浦東新区地域本部の3Tier計画＞（図表1）



上海浦東新区の公表資料に基づき、三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司作成

浦東新区における地域本部数の推移（図表2）



「2006 - 2010年上海市浦東新区外商投資環境白書」に基づき、三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司作成

【過去の政策経緯】

2002年7月、上海市政府は「上海市における多国籍企業による地域本部の設立奨励に関する暫定規定」（滬府発[2002]24号）を公布して以降、一連の地域本部奨励政策を公布、施行した。詳細は下表の通り。

上海市政府が公布した地域本部関連政策一覧（図表3）

日付	規定番号	規定
2002年7月	滬府発[2002]24号	「上海市における多国籍企業による地域本部の設立奨励に関する暫定規定」
2003年8月	滬経貿審批[2003]823号	「『上海市における外国多国籍企業による地域本部の設立奨励に関する暫定規定』の若干執行意見」
2008年8月	滬府発[2008]28号	「上海市における多国籍企業による地域本部の設立奨励に関する規定」
2008年12月	滬府弁発[2008]50号	「『上海市における多国籍企業による地域本部の設立奨励に関する規定』の若干執行意見」

「上海市における多国籍企業による地域本部の設立奨励に関する規定」（滬府発[2008]28号）は、多国籍企業地域本部の定義に関して「多国籍企業地域本部とは、域外で登録された本社が上海市で

投資または授權の形で設立する、一ヶ国以上の地域にある企業に対し、管理・サービス機能を履行する本部機構のことを指す」と規定している。多国籍企業は投資性公司³、管理性公司⁴などの形で地域本部を設立することができるが、それぞれの経営範囲には若干異なるところがある。投資性公司の地域本部と管理性公司の経営範囲は下表の通り。

投資性公司		管理性公司 ⁵
<ul style="list-style-type: none"> ✚ 外商投資性企業が従事できる業務 ✚ 製品の輸入・販売業務（修理材料、部品含む） ✚ 域内・外企業向けのサービス・アウト・ソーシング業務 ✚ 物流・配達業務 ✚ 財務会社の設立による財務サービス業務 ✚ 域外工事の請け負いと域外投資業務 	2005年1月 ⁶	<ul style="list-style-type: none"> ✚ 投資経営戦略の決定 ✚ 資金運用と財務管理 ✚ 研究開発と技術サポート ✚ 国内販売と輸出入貿易 ✚ 貨物分配などの物流業務 ✚ 企業グループ内の共有サービス業務と域外企業のサービス・アウト・ソーシング ✚ 職員の教育と管理
<ul style="list-style-type: none"> ✚ 経営性リース、ファイナンスリース業務 ✚ 域内における製品の生産・加工・国内販売の委託業務 ✚ 輸出するための加工・貿易委託業務 	2006年7月より緩和 ⁷	

「意見」は、現行の地域本部関連各種政策を踏まえて、今後の方向性を示したものであり、今後更に具体化される必要があると思われる。地域本部会議において、会議参加者に「意見」に対する意見徴収アンケートが配られ、各企業は「意見」の内容に基づき、自社の実情に応じて、政府側に具体的な試行ニーズ、業務スキーム等記入することが求められた。浦東新区の関連部門は現在、各企業から寄せられた意見を集計していると言われている。

浦東新区関連部門の責任者の話によると、各企業が提出した意見について、共通の問題点等に対しては今後の政策策定に際し考慮するほか、個別問題点等に対しては、ケースバイケースの対応が可能となると言う。

今後関連進捗状況について引き続き注目して参りたい。

「意見」の主要内容は以下とおりである。

³投資性公司とは、多国籍企業が商務部公布の「外商投資による投資性公司の設立に関する規定」（商務部令2004年第22号）に基づいて設立した直接投資に従事する公司を指す。

⁴管理性公司とは、多国籍企業が管理、研究開発、資金管理、販売、物流、支援サービス等の運営機能を統合するために設立した公司を指す。

⁵「上海市における多国籍企業による地域本部の設立奨励に関する規定」（滬府発[2008]28号）により規定。

⁶「外商投資による投資性公司の設立に関する規定」（商務部令2004年第22号）により規定。

⁷「外商による投資性公司の設立に関する補充規定」（商務部令2006年第3号）により規定。

◆通関・検疫関連内容

- ◆ 多国籍企業地域本部による輸出入業務に対し、信用状況を評価したうえで通関の分類管理を行う。
- ◆ バイオ材料の検疫監督管理試行弁法の健全化により、多国籍企業地域本部企業によるバイオ材料の通関迅速化。
- ◆ 多国籍企業地域本部による所在地で通関、監督集中管理を行う新たなモデルを検討。
- ◆ 検疫の直通モデルを検討。
- ◆ 多国籍企業地域本部とその子会社の信用リスク統合評価体制の構築、信用レベルによる分類管理モデルを検討。

◆決済・資金管理関連内容

- ◆ 浦東新区における多国籍企業地域本部の外貨管理改革試行を深化させ、多国籍企業地域本部が子会社の外貨資金を集中管理することを更に支援し、多国籍企業の外貨資金の運営と管理に便益を与える。
- ◆ 多国籍企業地域本部のサービス貿易の外貨収支手続の利便性をさらに高め、貿易投資の利便化を推進し、多国籍企業地域本部のサービス機能の発揮を支援する。
- ◆ 多国籍企業地域本部が所在地で外貨決済集中管理を行う新たなモデルを検討。

◆ 財政支援関連内容

浦東新区地域本部の更なる集積及び人材を誘致するため、「意見」は以下のとおり財政支援関連の内容を盛り込んだ。具体的な財政支援措置としては、「意見」と同時に公布された「浦東新区本部経済の促進に関する財政支援弁法（浦府（2011）151号）」で明らかにされた。

【集積促進】

新区政府は引き続き多国籍企業の地域本部に対する支援を強化し、本部のグレードアップおよび持続的な発展、本部規模拡大に対する奨励、機能の強化、モデルのイノベーションを促進させる。新規設立の地域本部に対し、「第11次五ヶ年規画」期間の政策支援を維持し、既存の本部企業に対して奨励政策を継続し、異なる規模、ビジネスモデルに合わせた適切な支援を行う。

【人材誘致】

- ◆ 多国籍企業地域本部の人材の個人的な貢献に対し、一定期間一定の補助金を与える。
- ◆ 多国籍企業地域本部の海外の高級人材に対し、住宅購入・賃貸に関し一定の補助金を与える。
- ◆ 多国籍企業地域本部の外国人の法定代表者、高級管理職、ハイエンド技術者に対し、出入国、医療、子女教育などの便宜を提供。
- ◆ 多国籍企業地域本部による社宅の建設参与を奨励、地域本部人材の入居を優先的に手配。

以上

以下は中国語原文と日本語仮訳である。

中国語原文	日本語仮訳
<p>浦东新区人民政府、上海海关、上海出入境检验检疫局、国家外汇管理局上海市分局、上海市公安局出入境管理局关于推动浦东新区跨国公司地区总部加快发展的若干意见的通知</p>	<p>浦東新区人民政府、上海税関、上海出入境検査検疫局、国家外貨管理局上海市分局、上海市公安局出入境管理局 浦東新区多国籍企業地域本部の加速的発展を推進することに関する若干意見についての通知</p>
<p>浦府〔2011〕150 号</p>	<p>浦府【2011】150 号</p>
<p>区政府各委、办、局，各开发区管委会，各直属公司，各街道办事处、镇政府、川沙新镇，各有关单位：</p>	<p>区政府各委、办、局、各開發区管理委員会、各直属会社、各町の住民自治事務所、鎮政府、川沙新鎮、各関連部門：</p>
<p>总部经济是推进上海“四个中心”建设的重要支撑，在产业带动、人才集聚、技术创新和要素集聚辐射等方面发挥了重要作用，对促进浦东服务经济发展和提升城市服务功能具有重要意义。为进一步完善浦东发展总部经济的经营环境，发挥浦东综合配套改革试点的制度优势，抓住跨国公司全球资源整合的机遇，鼓励跨国公司地区总部在浦东设立投资、管理、研发、营运、产品服务、结算等中心，不断提升跨国公司管理运营能级，浦东新区人民政府会同上海海关、检验检疫、外汇、出入境管理等部门，结合新区实际情况，提出推动浦东跨国公司地区总部加快发展的实施意见：</p>	<p>本部経済は上海の「四つのセンター」建設を推進するための重要な支えであり、産業牽引、人材集中、技術創造革新と要素の総合作用等の面で重要な役割を果たし、浦東サービス経済の発展と都市サービス機能の向上に対して重要な意義がある。浦東が本部経済を発展させる経営環境を一層改善させ、浦東の総合改革試行の制度優位性を發揮し、多国籍企業のグローバル資源統合のチャンスをつかみ、多国籍企業の地域本部が浦東で投資、管理、研究開発、運営、製品サービス、決済などのセンターを設立することを奨励し、多国籍企業の管理運営能力を高めるため、浦東新区人民政府は上海税関、検査検疫、外貨、出入境管理などの部門と連携で、浦東新区の実際状況を考慮し、浦東における多国籍企業の地域本部の加速的な発展を推進することに関する実施意見を提出した。</p>
<p>一、支援跨国公司地区总部拓展国际贸易功能</p>	<p>一、多国籍企業地域本部の国際貿易機能の開拓を支援</p>
<p>（一）鼓励跨国公司地区总部开展进出口业务。进一步优化区域通关“属地报关、口岸验放”作业模式，探索跨国公司地区总部属地实施集中申报、集中监管、集中收付汇的新模式。完善检验检疫全国直通放行新举措，研究试行区域通报通放新模式。</p>	<p>（一）多国籍企業地域本部が輸出入業務を展開することを奨励する。地域内通関申告の「属地税関申告、通関地検査通過」との作業モデルを更に改善し、多国籍企業地域本部所在地において、集中申告、集中監督管理、集中外貨受取・支払の新モデルを研究・試行する。検査検疫全国直通通過の新措置を改善し、試行地域の報告・検査通過の新モデルを研究・試行する。</p>
<p>二、支援跨国公司地区总部优化统一管理功能</p>	<p>二、多国籍企業地域の統一管理機能の最適化を支援</p>
<p>（二）优化跨国公司地区总部对投资子公司的管理和服务。对集中开展进出口业务的公司地区总部，海关根据企业申请，对总部的信用状况进行评估后实施相应的分类管理。探索</p>	<p>（二）多国籍企業地域本部の投資子会社への管理とサービスを改善する。輸出入業務を集中展開する多国籍企業地域本部に対して、税関は企業の申請に基づき、本部の信用状況を評価した</p>

<p>建立总部与所投资子公司的信用关联、风险统筹的信用评级机制，新区政府和相关部门对地区总部及其投资管理子公司按信用等级和管理水平进行分类管理。</p> <p>三、支援跨国公司地区总部发挥资金结算功能</p> <p>(三) 深化浦东新区跨国公司地区总部外汇管理改革试点，进一步支援跨国公司地区总部集中管理成员公司的外汇资金，便利跨国公司外汇资金运作和管理。</p> <p>(四) 进一步便利跨国公司地区总部服务贸易外汇收支手续，推进贸易投资便利化，支援跨国公司地区总部服务功能的发挥。</p> <p>五、支援跨国公司地区总部在浦东集聚发展</p> <p>(六) 新区政府继续加大对跨国公司地区总部的扶持力度，促进总部能级提升和持续发展，鼓励总部规模做大、功能做强、模式创新。对新设总部保持“十一五”期间的政策扶持力度，对存量总部企业延续政策鼓励，对不同能级、不同模式的总部进行针对性扶持。</p> <p>六、进一步吸引跨国公司地区总部高端人才</p> <p>(七) 对跨国公司地区总部人才根据其对新区的贡献程度在一定年限内给予一定补贴，对符合条件的跨国公司地区总部海外高层次人才购房、租房提供一定的补贴。</p> <p>(八) 对跨国公司地区总部的外籍法定代表人，以及高层次管理人员和高端技术人员提供出入境便利。</p> <p>(九) 鼓励跨国公司地区总部参与人才公寓建设，优先安排跨国公司地区总部人才入住。</p> <p>七、加快总部基地建设</p> <p>(十) 浦东新区按照“7+1”功能区域打造一批规模能级不同、产业特色明显、配套服务完</p>	<p>後、対応する分類管理を実施する。本部と傘下の投資子会社の信用関連、リスク統一管理の信用評価メカニズムを構築し、新区政府と関連部門は地域本部及びその投資管理子会社に対して、信用グレードと管理レベルに基づき、分類管理を行う。</p> <p>三、多国籍企業地域本部の資金決済機能の発揮を支援</p> <p>(三) 浦東新区における多国籍企業地域本部の外貨管理改革試行を深化させ、多国籍企業地域本部が子会社の外貨資金を集中管理することを更に支援し、多国籍企業の外貨資金の運営と管理に便益を与える。</p> <p>(四) 多国籍企業地域本部のサービス貿易の外貨収支手続を更に利便化させ、貿易投資の利便化を推進し、多国籍企業地域本部のサービス機能の発揮を支援する。</p> <p>五、浦東における多国籍企業地域本部の集積発展に対する支援</p> <p>(六) 新区政府は引き続き多国籍企業の地域本部に対するサポートを強化し、本部のグレードアップおよび持続的な発展、本部規模拡大に対する奨励、機能の強化、モデルのイノベーションを促進する。新規設立の地域本部に対し、「十一五」期間の政策支援を維持し、既存の本部企業に対して奨励政策を継続し、異なる規模、ビジネスモデルに合わせた適切な支援を行う。</p> <p>六、多国籍企業地域本部の高級人材誘致を一層推進</p> <p>(七) 多国籍企業の地域本部における人材に対し、新区における貢献度により一定期間内に一定の補助を供与し、条件に合致した多国籍企業地域本部の海外高級人材の住宅購入、賃貸に対し一定の補助金を提供する。</p> <p>(八) 多国籍企業地域本部の外国籍法定代表人及びシニア管理職員、ハイエンド技術職員 に対し、出入国の利便化を提供する。</p> <p>(九) 多国籍企業地域本部による「高級人材向けマンション」建設への参画を奨励、また多国籍企業地域本部人材の入居手配を優先的に行う。</p> <p>七、本部基地の設立を加速</p> <p>(十) 浦東新区は「7+1」機能区域に基づき、規模別、明確に産業特色のある、付帯サービス</p>
--	---

<p>善的总部企业基地，引导跨国公司地区总部集聚发展。鼓励跨国公司地区总部参与总部基地的开发、建设与管理。</p> <p>八、加强战略合作和集成服务</p> <p>(十一) 新区政府加强与跨国公司地区总部战略合作，构建政企对话沟通平台，鼓励跨国公司地区总部参与浦东重大工程建设、公共服务产品采购，参与浦东发展战略和重要政策的决策咨询。</p> <p>(十二) 推动政府各部门的合作，加大对跨国公司地区总部企业投资项目的协调推进和专业服务力度。为跨国公司地区总部高级管理人员、高级技术专家提供就医、子女入学入园等方面的便捷优质服务。</p> <p>浦东新区人民政府 上海 海关 上海出入境检验检疫局 国家外汇管理局上海市分局 上海市公安局出入境管理局 二〇一一年六月十七日 http://gov.pudong.gov.cn/govOpen_GUIFANXWJ1/Info/Detail_373868.htm</p>	<p>が整備された本部企業基地を建設し、多国籍企業地域本部の集積発展に導く。多国籍企業地域本部の本部基地の開発、建設及び管理への参与を奨励する。</p> <p>八、戦略的な協力と集積的なサービスを強化</p> <p>(十一) 新区政府は多国籍企業地域本部との戦略的な協力を強化し、政府と企業間のコミュニケーションプラットフォームを構築し、多国籍企業地域本部による浦東の重大建設工程、公共サービス製品の購買、浦東発展戦略及び重要な政策決定におけるコンサルティングへの参与を奨励する。</p> <p>(十二) 政府各部門の協力を推進し、多国籍企業地域本部の投資プロジェクトに対し協調推進と専門サービスの提供を強化する。多国籍企業地域本部における高級管理人材、高級技術専門家に対し、医療、子女の入学入園等の面で便利で優れたサービスを提供する。</p> <p>浦東新区人民政府 上海税関 上海出入国検証検疫局 国家外貨管理局上海市分局 上海市公安局出入国管理局 二〇一一年六月十七日 http://gov.pudong.gov.cn/govOpen_GUIFANXWJ1/Info/Detail_373868.htm</p>
---	---

【日本語仮訳：三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司 企画部調査課】

- ☞ 弊行が行った日本語仮訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる事務案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司企画部調査課

北京チーム：北京市朝陽区東三環北路5号北京發展大厦4階 照会先：邢燕燕 TEL 010-6590-8888 ext.233
 上海チーム：上海市浦東新区陸家嘴環路1233号匯亞大厦20階 照会先：張亜秋 TEL 021-6888-1666 ext.4250
 丁海聡 TEL 021-6888-1666 ext.4255